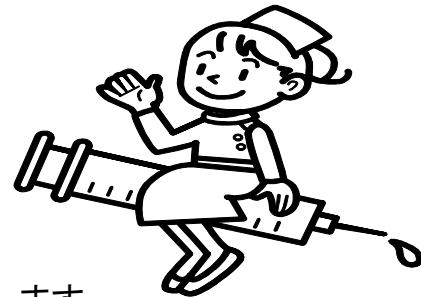


# 予防接種

## インフルエンザについて



今期のインフルエンザ予防接種について、下記の通り実施します。

接種期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日 (注:各医療機関では期間内に計画的な接種をしています。ご自身で予約をして指示に従ってお受け下さい)
------	--

### 定期予防接種

対象者	インフルエンザの予防接種を希望する方で、接種日に次の年齢に達している方。 ◎65歳以上の方 ◎60歳以上65歳未満の方であって、心臓・腎臓・又は呼吸の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者であること
接種料金	個人負担金【1,000円】を医療機関の窓口でお支払い下さい。(3,400円を町が負担します。) ※郡外の医療機関を希望する方は保健センターまでご連絡ください。 生活保護世帯の方は接種費用の助成を受けられますので、医療機関窓口にお申し出ください。

### 任意予防接種

中之条町では、保護者の皆様の経済的負担を軽減するため補助金を交付します。  
接種をした場合は必要書類等を持参し、中之条町保健センター又は六合支所で申請してください。

※ 接種後は早めに申請をお願い致します。

対象者	◆ 接種日において、生後6か月の児～高校3年生相当年齢の方 ◆ 妊婦の方
補助額	期間内に接種した費用の全額
持参する物	領収書・接種した証明(予診票のコピー又は接種済証又は母子手帳)・認印・振込先のわかる書類(ゆうちょの場合は通帳をご持参ください)・妊婦の方は母子手帳

※インフルエンザ予防接種は、接種の義務はありません。ご本人(または保護者)が希望する場合のみ接種をお受け頂く事になります。接種に際してはインフルエンザ予防接種を理解し、納得して頂いた上で予診票に署名をしてください。

### お問い合わせ

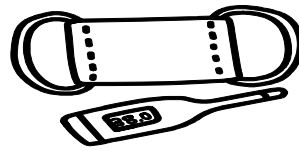
中之条町保健センター  
六合支所

電話 (0279)75-8833 【直通】  
電話 (0279)95-3111 【代表】



【裏面もお読みください】

# インフルエンザとその予防



## 【インフルエンザとは】

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをする事により、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。インフルエンザの流行は、通常初冬から春先にみられますが、ときには春期、夏期にもみられます。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、鼻汁などの症状も見られます。普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

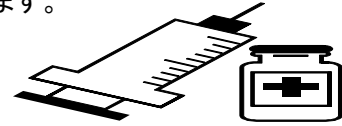
また、インフルエンザは流行が始まると、短期間に乳幼児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込むという点でも普通の風邪とは異なります。

## 【インフルエンザの予防】

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。また、インフルエンザは、空気中に拡散されたウイルスによって感染しますから、感染予防のためには人混みは避けましょう。また、常日ごろから十分な栄養や休息をとることも大事です。

外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いは普通の風邪の予防と併せてお勧めします。

## インフルエンザワクチン接種



### 1. ワクチンについて

インフルエンザは毎年流行するウイルスが異なります。これまでは前シーズン流行の分析結果を基にA型2種類・B型1種類に対応する『3価ワクチン』が導入されていました。ここ数年、B型インフルエンザの流行が2種類混合で続いていることから、A型2種類・B型2種類に対応する『4価ワクチン』が導入されています。

**予防接種で十分な抵抗力がつくのは接種後2週間程かかります。流行する前に接種しましょう。**

13歳以上の方は0.5mlを皮下に1回接種します。また、13歳未満の方は免疫効果を考慮して1週間から4週間の間隔をおいて皮下に2回接種します。(生後6か月～3歳未満は1回の接種量が0.25mlです。)

なお、13歳以上の基礎疾患を有する方で著しく免疫反応が抑制されている方は医師の判断により2回接種することがあります。

予防接種で使うワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンとトキソイドがあり、異なった種類のワクチンを接種する場合に間隔を守ることが必要です。生ワクチンの接種を受けた方は、通常27日以上の間隔・不活化ワクチン又はトキソイドの接種を受けた方は、通常6日以上の間隔をそれぞれあけてインフルエンザの予防接種を受けて下さい。また、インフルエンザワクチンは不活化ワクチンですので、接種後は6日以上あけて他の予防接種を受けて下さい。

### 2. 接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人。(通常、体温が37.5℃を超える場合をいいます。)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。
- ③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシー(急性の全身アレルギー反応)を起こしたことが明らかな人。
- ④ 上記に掲げる人のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された人。

### 3. 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

次のいずれかに該当する人は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行って下さい。

- ① 心臓病・呼吸器の病気(気管支喘息を含む)、腎臓、肝臓病、血液の病気等の基礎疾患を有する方
- ② 過去、予防接種を受けた後2日以内に発熱、発疹、じんま疹などのアレルギー症状を疑う異常がみられた方
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がおられる方
- ⑤ インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のもので皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたす等のアレルギー反応を起こすおそれのある方

### 4. 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副作用が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、接種した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてもかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ⑤ 接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんま疹、嘔吐を繰り返す、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師の診察を受けて下さい。

また、診察を受けた場合は速やかに役場保健センターまでご連絡下さい。

### 5. インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の跡が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがあります。僅かながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、どちらも通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。

非常にまれですが、ショックやじんま疹、呼吸困難などが現れることがあります。

万が一、重篤な副反応がみられた場合には医療費、及び医療手当等一定の給付を行う制度があります。